

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止

厚生労働省九州厚生局と鹿児島県は、平成30年3月27日付けで、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び鹿児島県が共同して監査を実施した結果、実際には施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして療養費を不正に請求していたことなどが判明したことによるものです。（不正請求額 約10万円）

記

1. 受領委任の取扱いを中止とする柔道整復師

氏 名 無田 洋一郎（むた よういちろう）59歳
施術所名称 無田整骨院
施術所所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町29-1
開設者 無田 洋一郎

2. 受領委任の取扱いの中止年月日

平成30年3月27日

〔当該柔道整復師及び当該開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

3. 受領委任の取扱いを中止とする根拠規定

柔道整復師の施術に係る療養費について

別添1 協定書 第2章13の(1)及び(2)

〔平成22年5月24日付保発第0524第2号 厚生労働省保険局長通知
最終改正：平成29年9月4日付保発0904第2号〕

4. 療養費の不正請求

監査において確認した不正請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）の件数及び金額

〔平成28年1月～平成28年11月〕

・不正請求 7名分 支給申請書 15件 102,067円

（注）上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

5. 受領委任の取扱いを中止とした主な理由

不正請求

実際には施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。

実際に行った施術に行っていない施術を付け増して、療養費を不正に請求していた。

6. 監査を行うに至った経緯等

- (1) 平成28年12月21日、九州厚生局鹿児島事務所及び鹿児島県に、無田整骨院の患者に対して文書照会を行った保険者(奄美市)から、照会期間内には施術を受けていない患者がいるなど不正請求が疑われる旨の情報提供があった。
- (2) 平成29年5月、開設者で施術管理者でもある無田洋一郎柔道整復師(以下「無田柔整師」という。)に対し個別指導を実施したところ、無田柔整師が、実際には施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして療養費の請求を行ったことを認めたため、個別指導を中断した。
- (3) 平成29年10月に患者調査を実施したところ、平成28年中は無田整骨院では一度も施術を受けていない旨の回答を2名から得た。
- (4) 平成29年10月に個別指導を再開したところ、療養費を請求しているにもかかわらず、その根拠となる施術録が作成されていないものや、同一患者の同一年月分の施術録が2部作成されているなどの事実が判明し、不適切な請求を行っていることが強く疑われたため個別指導を中止し、平成29年12月に監査を実施した。